

通達甲（備・災・震）第 3 号

平成 18 年 7 月 31 日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

警 備 部 長

災害警備支援システム運用要綱の全部改正について

[沿革]

平成 18 年 10 月通達甲（備・災・震）第 5 号

このたび、別添のとおり、災害警備支援システム運用要綱の全部を改正し、平成 18 年 7 月 31 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、災害警備支援システム運用要綱の制定について（平成 14 年 1 月 10 日通達甲（備・災・震）第 1 号）は、廃止する。

記

改正の趣旨

震度 5 強以上の地震が発生した場合の被害状況及び警備要員が自主参集した場合の参集状況に加え、警視庁国民保護警備実施計画（平成 18 年 7 月 31 日通達甲（副監・備・備 1・実 1）第 18 号）の制定に伴い、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急処理事態が認定された場合においても、被害状況及び警備要員の参集状況を警視庁情報管理システムにより迅速かつ的確に把握し、警備の適正を図るために要綱の全部を改正するものである。

別添

災害警備支援システム運用要綱

第 1 目的

この要綱は、次に掲げる事案が発生した場合の被害状況並びに警視庁警備規程（昭和 39 年 1 月 10 日訓令甲第 1 号）第 99 条及び第 99 条の 2 の規定により、自主参集（以下「参集」という。）した警備要員の参集状況を一元的に把握し、災害警備等の適正

を期するため、警視庁情報管理システムによる警備要員登録業務、災害被害報告業務及び参集者登録業務（以下「災害警備支援システム」という。）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

- 1 警視庁管内（島部を除く。）に震度 5 強以上の地震（以下「地震」という。）が発生した場合
- 2 警視庁管内において、武力攻撃事態等又は緊急対処事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 2 条の武力攻撃事態、武力攻撃予測事態及び緊急対処事態をいう。以下同じ。）が認定された場合
- 3 その他警備部長が別に指定する事案が発生した場合

第 2 準拠

災害警備支援システムの運用については、警視庁情報セキュリティに関する規程（平成 17 年 6 月 28 日訓令甲第 21 号。以下「セキュリティ規程」という。）警視庁情報セキュリティに関する規程の運用について（平成 17 年 6 月 28 日通達甲（総・情・企 1）第 5 号）、警視庁情報管理システム運用要綱（平成 18 年 4 月 14 日通達甲（副監・総・情・企 1）第 8 号。以下「システム運用要綱」という。）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第 3 情報の分類及び管理の基準

セキュリティ規程第 5 条の規定に基づく災害警備支援システム情報の分類及び管理の基準は、機密性 2、完全性 2 及び可用性 1 とする。

第 4 運用業務及び運用所属等

- 1 災害警備支援システムの運用業務及び運用所属は、次のとおりとする。
 - (1) 警備要員登録業務
各所属において警備要員の参集に関する情報を管理するための業務をいい、各所属を運用所属とする。
 - (2) 災害被害報告業務
各警備本部（警視庁警備規程第 4 条に規定する各警備本部をいう。）において被害状況を把握するための業務をいい、方面本部及び警察署を運用所属とする。ただし、方面本部にあっては、警察署において入力できない場合の代行入力に限る。
 - (3) 参集者登録業務
各所属において参集した警備要員を把握するための業務をいい、各所属を運用所属とする。
- 2 災害警備支援システムで使用する端末装置は、各所属に設置されている災害警備支援システムが稼働する端末装置とする。

第 5 管理運用体制

- 1 災害対策課長は、対象業務管理者（システム運用要綱に定める対象業務管理者をい

- う。)として、システムの総合的な管理運用に当たるものとする。
- 2 所属長は、所属における災害警備支援システムの管理運用に当たるものとする。

第6 入力責任者等の指定及び任務

所属長は、次により入力責任者及び必要数の入力担当者を指定するものとする。

区分	警察署	警察署以外の所属	任務
入力責任者	警備担当課長（課長の配置のない所属にあっては副署長又は次長）	庶務担当課長代理又はこれに相当する職にある者（方面本部にあっては警備を担当する管理官）	運用業務の入力項目及び入力要領について、入力担当者に必要な指示教養を行うこと。
入力担当者	情報処理能力検定初級以上の取得者で、かつ、適任と認められる者		<p>1 警察署にあっては、警備要員登録、災害被害報告及び参集者登録の入力を行うこと。</p> <p>2 方面本部にあっては、警備要員登録、災害被害報告の代行入力及び参集者登録の入力を行うこと。</p> <p>3 その他の所属にあっては、警備要員登録及び参集者登録の入力を行うこと。</p>

第7 入力要領

1 警備要員登録

各所属の入力担当者は、あらかじめ次の事項を入力しておくこと。

- (1) 参集方法
- (2) 参集に要する距離及び時間
- (3) 指定警備要員該当の有無

2 災害被害報告

(1) 入力

警察署の入力担当者は、次の要領により入力すること。

- ア 地震が発生した場合は、警視庁震災警備実施計画（平成7年12月1日通達甲（副監・備・災・震）第24号）別表第13の「震災被害状況報告要領」に示す第一報及び第二報（特異被害報告を含む。以下同じ。）を入力後、同通達別記様式第2の「被害状況調査表」の入力事項について逐次入力すること。

イ 武力攻撃事態等又は緊急処理事態が認定された場合は、警視庁国民保護警備実施計画（平成 18 年 7 月 31 日通達甲（副監・備・備 1・実 1）第 18 号）別表第 16 の「武力攻撃災害状況報告要領」に示す第一報及び第二報を入力すること。

(2) 代行入力

警察署の入力担当者は、前(1)の場合において、データ伝送回線の不通等により入力できないときは、無線報告等により方面本部に入力を依頼すること。ただし方面本部においても代行入力できないときは、無線報告等により、特別の警備本部、総合警備本部又は最高警備本部に災害被害報告を行うこと。

3 参集者登録

各所属の入力担当者は、次の事項を入力すること。

- (1) 集計基準日時
- (2) 階級別の当務員数
- (3) 参集した警備要員の職員番号

第 8 入出力資料等の管理

入出力資料等を廃棄する場合は、裁断、消去等の復元できない方法により行うものとする。

第 9 教養

所属長は、入力責任者及び入力担当者に対し、本要綱の適正な運用を期するために必要な教養を実施するものとする。